

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

IX 労働者福祉運動

2 労働者共済運動

長期計画ならびに第一期中期計画案の策定

全労済は一九七八年の通常総会で長期計画策定委員会の設定を決定し、同年一〇月理事会で委員を選任決定し、以後、八〇年六月まで一三回の委員会を開催し、八〇年代の長期計画と八〇年から八二年までの三カ年間の第一期中期計画の案をまとめ、最終的な全国討議に入った。この全国討議を経て最終的には八〇年度通常総会で決定される予定である。

長期計画案は、過去二五年間の労済運動を、創業期(一九五四年～五七年労済連創立まで)、基盤確立期(～六〇年代中葉まで)、転換期(～七〇年代中葉まで)全労済時代(七六年以後)の四つ時代に区分して、その運動の軌跡をたどり、今日までの発展の要因は、制度の良さと労働組合の協力、全国組織統合を実現したことにあるとする一方、(1)保険との按分調整問題などに適時自主的に対応できなかったため、行政からの規制を受けざるをえなかったこと、(2)組合員一人ひとりの運営参加が不十分であったこと、(3)全国統合が不完全であるため、全体の意思統一に欠けることなど反省すべき点もあると総括している。そして八〇年代の基本的課題として、制度政策面では、風水害や地震などの災害にも対応しうるような総合住宅災害共済や、高齢化社会に即応した長期の生命共済、年金制度の開発をおこなうこと、保障機能をいっそう高め、経費率を三割以下におさえること、そのための制度の簡素化、統合化をすすめる、としている。また、組織政策としては、対象を組織労働者だけでなく勤労者全体に広げ、保障設計運動によって組合員個々の必要額加入を推進する。そのために職場・居住地に推進委員を配置するとともに、生活圈ごとに地区組織をつくり、地域の活動の拠点となる支所をつくるとしている。

なお、第一期中期計画では、事業目標として三年間で件数は二三・八%、口数で五二・一%(全種目合計)の増加をかかげている。

自動車共済および単産共済との「任意結合」問題

全労済では損保の自動車保険に対抗するためにも、労働者を対象とする自動車共済は一つの事業主体でおこなうことが望ましいとの考え方に立って、すでに自動車共済を実施している単産共済連合会、自治労共済、日教済の三者に呼びかけ、四者によって「全国労働者共済連合会」の結成に努めてきたが、四者による合意が成立した。これによって、すべての労働者が加入できる自動車共済事業主体が成立し、全労済の主な構成団体であるいわゆる地域労済も業務受託者となって、自動車救済の取扱いをすることになった。

また、全労済に加盟している七つの単産共済が実施している任意の共済の、全労済の共済制度との結合(いわゆる単産任意結合)問題では、単産任意結合特別委員会がつくりあげた「まとめ」およ

び「実施基準」にもとづいて、日教済とは七九年一〇月から火災共済を、電通共済とは同年一二月から火災共済と団体生命共済を、自治労共済とは八〇年四月から火災共済を、それぞれ全労済の制度利用のかたちで協同が開始された。

迫られる制度の見直し

全労済は一九七九年度運動方針において「制度・料率等について見直しによる必要な改訂、懸案事項の検討実施をおこなうとともに、保険のあり方や按分調整問題等の討議を深め」としていたが、この課題は、今後の労働者共済運動に大きな変化を与える内容をふくんでいる。

制度の見直しが提起される背景には、大別して三つの問題がある。その第一は、現在の諸制度が、保険との対応やその時々での改善要求に対症療法的にこたえてきたために、それぞれの制度の本来の目的や特徴があいまいになったり、相互に競合し合うような現象がみられることである。たとえば組織共済は、労働組合の組織的団結に寄与する趣旨で創設されたものであったが、この共済の最高限度額が前記事情で過大とみられるところまで引き上げられてきた結果、組織(全員)加入の原則が集団(任意)加入に拡散し、団体生命共済と希望共済(個人任意加入)の競合を招くといった事情がみられ、あらためて組織共済の最高限度額引き下げや集団加入の位置づけの明確化など制度の見直し、整理が求められている。

第二は、労済の制度が、初期の素朴な助け合いの段階をこえて、共済限度額を引上げてきた結果、その機能が保険と同質になってきていることである。労済の制度は、すべての労働者に掛金と保障内容を同一にし、加入条件についてもあまりきびしい制限をつけないことを理想とし、その建前をつらぬいていたが、たとえば団体生命共済の限度額引き上げの結果、健康逆選択(健康でない人が健康な人より加入率が高く、口数も多い)や年齢逆選択(高齢者の加入率、口数が多い)の傾向が強まり、最近、この制度の収支悪化が目立ってきている。

また、火災共済では、保険と共済の双方に重複して建物の価値以上の契約がされていても、共済事故(火災)発生の際、按分給付(実損と契約高に応じて保険と共済が按分する)は、運用上、できるだけ空洞化する方針がとられてきたが、この結果、現実にモラルリスクも発生し、民間保険や行政当局の労済にたいする監視の眼もきびしくなり、運動にたいする行政規制強化の口実を与えることにもなった。それだけに、共済は保険とは異質だというこれまでの考え方から、協同組合が保険事業をやるのだという発想に転換し、給付・反対給付均等の原則や、按分給付といった保険技術を導入していかざるをえない状況に迫られている。

第三に、高齢化社会に移ろうとする今後の情勢変化にともない、老後生活保障に役立つ制度への要求が高まってきたことである。このことは、従来の「加入者にインフレによる貨幣価値下落の損害を与えないために、短期・掛け捨ての制度を基本にする」という方針の転換を迫るものである、また住宅災害についても、地震による損害担保という面から、長期で満期共済金のある制度の創設が求められている。

以上のように、制度政策の基本にかかわる方針の見直し、転換であるだけに、七九年度中には全体の合意が形成されるまでにはいたらず、本格的論議は八〇年度にもちこされた。

■←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
